

生活を支えるための感染対策



学習目標

介護サービスを受けている方たちの生活を支えるために、感染対策を行う重要性が理解できる。

プログラム概要

- ✓ 受講時間の目安 : 11分
- ✓ 修了テスト : 有り
- ✓ 音声有無 : 有り

介護サービスを受けている人たちの日々の生活を支えるために、

①生活に必要不可欠な介護サービスの提供

②標準予防策などによる感染の予防と拡大防止

の2つを両立させることが必要

介護サービスを提供する上で大切なこと

感染対策の徹底

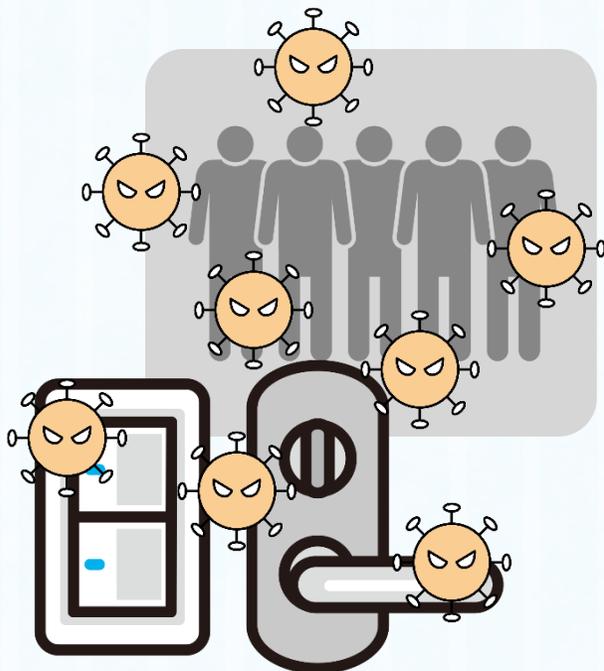
感染症の発生をできる限り抑える

感染拡大を防止

感染成立の3要因と 早期対応の重要性

感染症とは

病原体の存在（いる）



感染経路（入る）

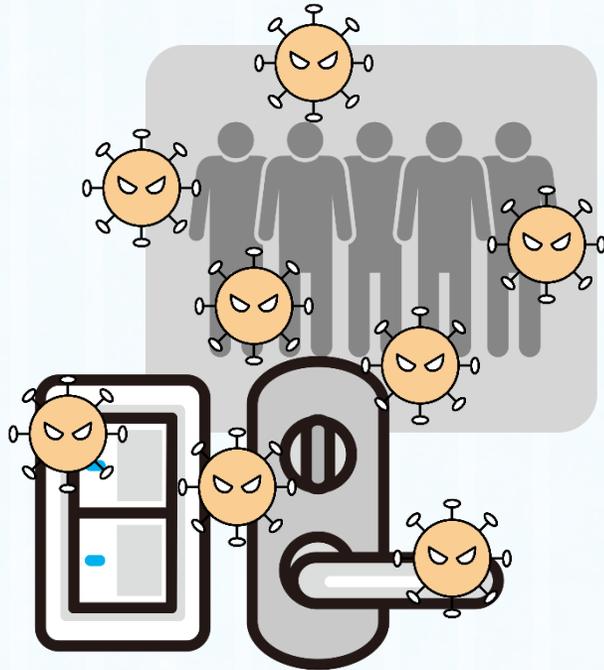


感染に対する免疫がない
（感受性がある）



感染対策の3つの柱

病原体の存在（いる）



病原体（感染源）の排除

感染症の原因に近づかない

- ・ 嘔吐物や排泄物、血液など、
感染症の原因となる可能性の
ある感染源には素手で触らない

感染対策の3つの柱

感染経路（入る）



感染経路の遮断

感染経路の予防策

病原体を拡げないために適切に
感染経路を遮断する。

感染対策の3つの柱

感染に対する免疫がない
(感受性がある)

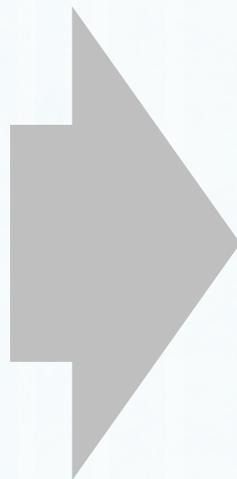


免疫力の向上

- ・ 日頃からの十分な栄養と睡眠
- ・ ワクチン接種

感染成立の3
要因と早期対応の重要性

感染経路（入る）



標準予防策
(スタンダード・プリコーション)

感染経路別
予防策

標準予防策



- 感染しているかどうかにかかわらず、**唾液などの体液**（汗を除く）は、すべて病原体があるものとみなし、**素手で扱わない**。
- **粘膜面**（目、鼻や口の中）も**素手で触らない**。
- **正常でない皮膚**（発疹や傷など）には**素手で触らない**。

感染対策における
「感染症を持ち込まない」
重要性の理解

感染経路の遮断に必要なこと

NO!



利用者さんのもとに病原体を

持ち込まないこと



施設系・通所系・訪問系サービスで対応方法が異なります。
詳細は「介護現場における感染対策の手引き」P9を参照

感染対策における
「感染症を持ち込まない」
重要性の理解

施設系サービスにおける感染対策

【外部環境】

【介護施設】

設備・物品

入所者

拡げない

職員

医療処置・
介護

介護・
リハビリ

持ち出さない

入所者
本人

食事・入浴・
排泄

感染経路

出勤

職員
医師
看護職員
介護職員など

清掃・給食

委託業者

面会・介護

面会者
ボランティア
実習生

入居

入居予定者

利用

短期入所
及び通所サービス
利用予定者

持ち込まない

〈主な感染経路〉 ●接触感染(経口感染含む) ●飛沫感染 ●空気感染 ●血液媒介感染

新型コロナウイルスの
感染対策の重要性

新型コロナウイルスの感染対策についても、
この標準予防策の延長上にあり、基本は一緒。



- 生活に必要不可欠な介護サービスの提供
- 標準予防策などによる感染の予防と
拡大防止



新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の予防・対応

-  感染症に関する正しい知識を習得し、無用な不安や感染者に対する差別や偏見が生じないように配慮する。
-  感染したことがあるが、治療を受けて回復している場合、サービス提供を断らない。
-  差別的にならないよう、利用者・家族・職員の人権に配慮した対応をとる。
【例】保健所や専門機関が提示しているパンフレット等を用いて、正しい情報を伝えるようにする。
-  介護サービスに従事している職員に対しての差別に注意する。

感染に関する個人情報保護の重要性

 **利用者や職員のことを外部で安易に話さない。**

 **感染症が発生した場合は、施設・事業所の対応方針にのっとり
て対応しましょう。**

感染対策は、多職種で力を合わせる必要があります

-  感染予防・管理を行う上では、特に医療の知識・技術を現場で活用することが必要なため、医師や看護職員との連携が重要
-  日ごろから、医師や看護職員とのコミュニケーションをとって相談しやすい関係を築く

感染症法上の類型と主な対応・措置

累計	定義	主な対応・措置
一類感染症	感染力・罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・入院（都道府県知事が必要と認めるとき） ・消毒等の対物措置 ・交通制限等の措置が可能
二類感染症	感染力・罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・入院（都道府県知事が必要と認めるとき） ・消毒等の対物措置
三類感染症	感染力・罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・特定職種への就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき） ・消毒等の対物措置
四類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の措置を含む消毒等の対物措置
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を持った病原体によるもので、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの、もしくは再興型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・入院（都道府県知事が必要と認めるとき） ・消毒等の対物措置 ・交通制限等の措置が可能
指定感染症	既知の感染症で、一類～三類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症（政令で指定、延長を含め最大2年間に限定）	<ul style="list-style-type: none"> ・一～三類感染症に準じた入院などの対人措置、消毒などの対物措置
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、重篤かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が厚生労働大臣の助言を得て個別に応急対応(緊急時は厚生労働大臣が都道府県知事に指示)